

見附市告示第 1 2 9 号

新潟県老人医療費助成事業に関する見附市老人医療費助成要領の一部を改正する要領を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 0 日

見附市長 稲 田 亮

新潟県老人医療費助成事業に関する見附市老人医療費助成要領の一部を改正する要領

新潟県老人医療費助成事業に関する見附市老人医療費助成要領（昭和 5 8 年見附市告示第 6 5 号）の一部を次のように改正する。

別記第 5 号様式中

「

高額療養費相当額申請用(診療月 年 月)
一ヶ月の一部負担金の支払額

」を

「

高額療養費相当額申請用
該当する申請区分に○を付け、診療月又は期間を記入してください)
[] 月単位の申請 (診療月： 年 月分)
[] 年間の申請 (計算期間： 年 月 日 ～ 年 月 日)
一部負担金の支払額 (※年間の申請の場合は、計算期間中の自己負担合算額)

」に、

「

	受給者が1ヶ月に支払った外来 の一部負担金	受給者が1ヶ月に支払った一部 負担金の合計額
① 一般の方	18,000円 (年間の上限144,000円)	57,600円 (44,400円)
② 市町村民税非課税の世帯 に属する方(③以外の方)	8,000円	24,600円
③ ②のうち、所得が一定の 基準に満たない方		15,000円

」を

「

	受給者が1ヶ月に支払っ た外来の一部負担金	受給者が1ヶ月に支払っ た一部負担金の合計額	受給者が1年間に支払っ た一部負担金の合計額
① 一般の方	22,000円 [年間の上限216,000円]	61,500円 (44,400円)	530,000円
② 市町村民税非課税 の世帯に属する方 (③以外の方)	11,000円 [年間の上限96,000円]	25,700円 (24,600円)	290,000円
③ ②のうち、所得が 一定の基準に満た ない方	8,000円	15,700円	180,000円

」に改める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。